

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和08年03月05日

計画の名称	ナショナルサイクルルートと連携し京奈和自転車道を始めとした広域的なサイクリングルートを巡る自転車周遊による広域観光活性化計画（重点③）												
計画の期間	令和08年度～令和12年度（5年間）							重点配分対象の該当	○				
交付対象	滋賀県												
計画の目標	滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県では、関西広域地方計画の広域連携プロジェクトである『第9章人々を魅了する関西プロジェクト』推進のため、4府県の豊富で個性豊かな歴史や伝統等の文化資産を保全または創出し、伝承していくとともに、関西において、日本を代表するナショナルサイクルルートに指定されている「ピワイチ」や「太平洋岸自転車道」をはじめとした広域的なサイクルツーリズムの活性化を推進している。その一環として、これらを相互に結ぶ「京奈和自転車道」を始めとするルートから観光拠点に至る自転車周遊ルートの整備を進め、自転車ネットワークを拡大することで、自転車によるアクティビティや自然・文化体験を通じたロングステイなど、ニューツーリズムの創出・普及を推進し、持続可能な観光の実現と地方誘客促進を図る。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	2,120	A	2,120	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
	R6	R10	R12	
1	【滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県 共通目標】 滋賀県大津・甲賀地域、京都府山城地域、奈良県北西部、和歌山県紀北地域における観光入込客数を6,148万人（R6）から6,455万人（R12）に増加（307万人（5.0%））	6,148万人	6,302万人	6,455万人
	【滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県 共通目標】 観光入込客数を6,148万人（R6）から6,455万人（R12）に増加（307万人（5.0%）の増加） （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数－R6の年間観光入込客数）／（R6の年間観光入込客数）			
2	【滋賀県単独目標】 滋賀県大津・甲賀地域における観光入込客数を1,479万人（R6）から1,553万人（R12）に増加（74万人（5.0%））	1,134万人	1,162万人	1,191万人
	【滋賀県単独目標】 観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数－R6の年間観光入込客数）／（R6の年間観光入込客数）			
3	【滋賀県単独目標】 ピワイチ利用者を119千人（R6）から150千人（R12）に増加（31千人（26%））	119千人	143千人	150千人
	【滋賀県単独目標】 ピワイチ利用者数の増加 （ピワイチ利用者の増加割合）＝（評価時点の年間利用者数－R6の年間利用者数）／（R6の年間利用者数）			

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	－	定住自立圏を含む	－	連携中枢都市圏を含む	－	流域水循環計画を含む	－	地域再生計画を含む	－
○全体事業費に占める効果促進事業（提案事業）の割合は、0%となる。○その他事項については（参考様式2）整備計画関連事項に記載。												

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業	地域	交付	直接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		種別	種別	対象	間接							R08	R09	R10	R11	R12			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
広域活性化事業	A11-001	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	(国) 477号 水保工区	バイパス L=0.6km	守山市	■	■	■		700	—		
	A11-002	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(主) 伊香立浜大津線 千野・坂本工区	バイパス L=0.7km	大津市	■	■			300	—		
	A11-003	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	(一) 今浜水保線 今浜 工区	自転車通行空間整備（舗装修繕・路面標示整備） L=1.5km	守山市	■	■	■	■	■	170	—	
A11-004	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(一) 近江八幡大津線 埴帆島工区	自転車通行空間整備（自転車通行帯整備） L=1.0km	草津市	■	■	■		200	—			
A11-005	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	(主) 栗東信楽線 御園 ・荒張工区	自転車通行空間整備（舗装修繕・路面標示整備） L=5.7km	栗東市	■	■	■	■	■	550	—		
A11-006	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	(主) 栗東信楽線 大鳥 居工区	自転車通行空間整備（舗装修繕・路面標示整備） L=2.8km	大津市	■	■	■	■	■	200	—		

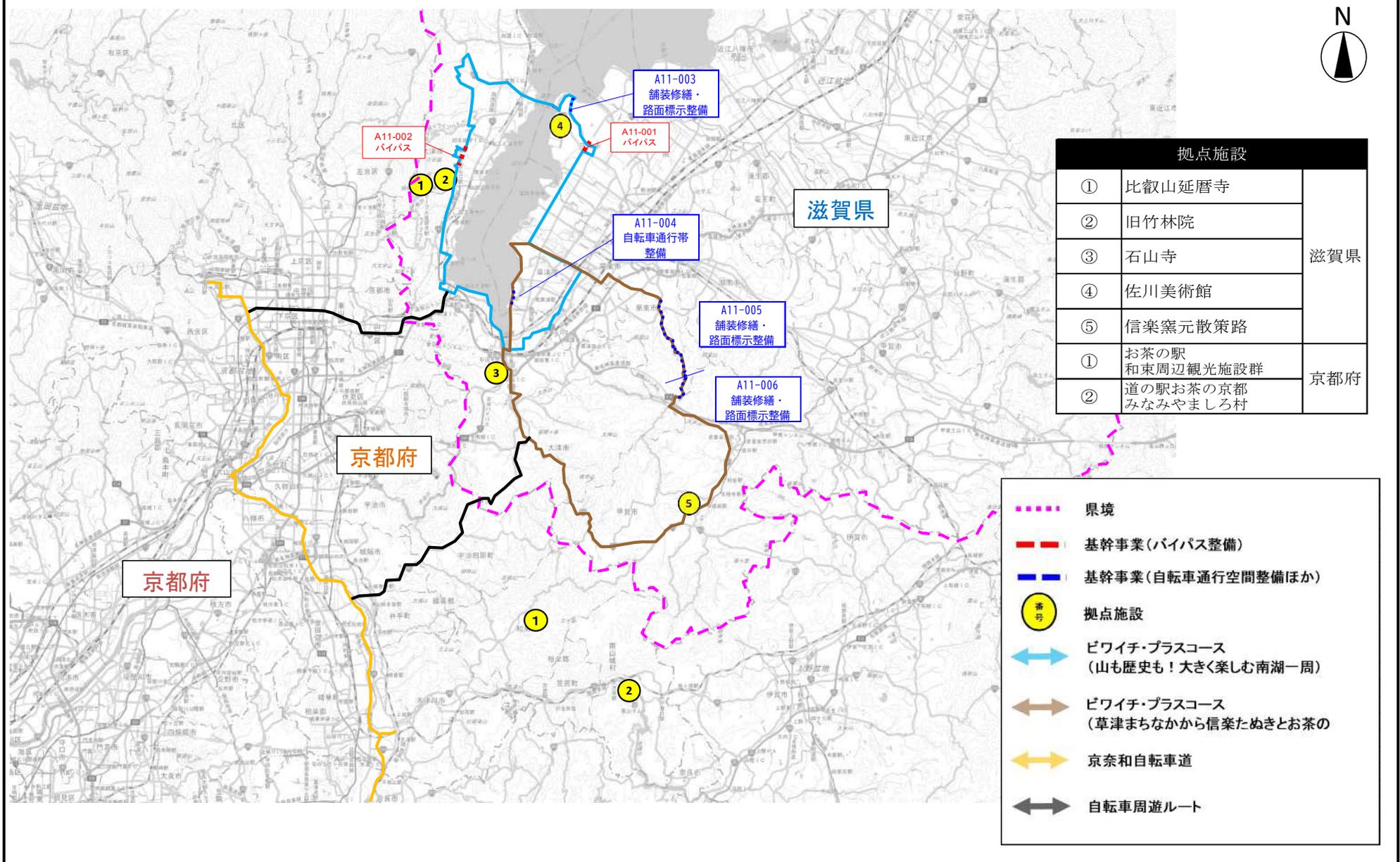


(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)

計画の名称	ナショナルサイクルルートと連携し京奈和自転車道を始めとした広域的なサイクリングルートを通る自転車周遊による広域観光活性化計画 (重点③)		
計画の期間	令和8年度 ~ 令和12年度 (5年間)	交付対象	滋賀県 (京都府、奈良県、和歌山県と連携)



拠点施設		
①	比叡山延暦寺	滋賀県
②	旧竹林院	
③	石山寺	
④	佐川美術館	
⑤	信楽窯元散策路	
①	お茶の駅 和束周辺観光施設群	京都府
②	道の駅お茶の京都 みなみやましろ村	

- 県境
- 基幹事業(バイパス整備)
- 基幹事業(自転車通行空間整備ほか)
- 番号 拠点施設
- ↔ ピワイチ・プラスコース (山も歴史も! 大きく楽しむ南湖一周)
- ↔ ピワイチ・プラスコース (草津まちなかから信楽たぬきとお茶の)
- ↔ 京奈和自転車道
- ↔ 自転車周遊ルート

(整備計画関連事項)

計画の評価の実施予定							
事後：令和13年12月予定							
	拠点施設	広域的特定活動	重点地区		拠点施設	広域的特定活動	重点地区
①	比叡山延暦寺	文化的資産の展示		⑥			
②	旧竹林院	文化的資産の展示		⑦			
③	石山寺	文化的資産の展示		⑧			
④	佐川美術館	文化的資産の展示		⑨			
⑤	信楽窯元散策路	一団地の観光施設		⑩			
備 考		・上記施設の活動は、令和8年1月20日の近畿圏広域地方計画協議会にて広域連携プロジェクト「人々を魅了する関西プロジェクト」に沿ったものとして確認がなされた活動・施設である。					
連携先都道府県との連携について							
連携方針	ナショナルサイクルルートであるピワイチや太平洋岸自転車道と京奈和自転車道が連携することで、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県を繋ぐ広域サイクルルートを形成し、周辺ルートと併せて整備することで各府県の魅力ある拠点施設への周遊を促し、サイクルツーリズムによる観光振興と地域活性化を図る。						
推進体制	滋賀県、京都府、京都市、奈良県、和歌山県の担当者が参画する「1市4府県広域連携事業担当者会議」を設置し、取組状況や今後の方針等について議論する体制を構築。						
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピワイチや太平洋岸自転車道と連携し、京奈和自転車道を始めとする周辺サイクリングロードを整備。</li> <li>・広域観光PR事業を滋賀県、奈良県、和歌山県と共同で実施。</li> </ul>						
整備方針				整備方針に合致する主な事業			
①	拠点施設へのアクセス時間を短縮させ、周遊効率性を高める			A11-001、A11-002			
②	拠点施設へのアクセス時の快適性、安全性を高める			A11-003、A11-004、A11-005、A11-006			
交付対象事業に関連して実施される主な事業							
その他							
(広域的地域活性化のために連携して実施する施策)							
・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく第2期滋賀県全域基本計画（計画主体：滋賀県 計画期間：令和4年度～令和10年度末） 連携内容：琵琶湖をはじめとする自然や歴史遺産・文化資産等の観光資源を活かした観光・スポーツ分野							
・デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地域ビジョンに基づき実施される事業を含む計画 連携内容：連携なし							
・農山漁村活性化法に基づく活性化計画 連携内容：連携なし							
・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画 連携内容：連携なし							
・第2次滋賀県自転車活用推進計画（計画主体：滋賀県 計画期間：令和5年度～令和8年度） ※令和8年度に第3次滋賀県自転車活用推進計画（計画期間：令和9年度～令和12年度）を策定予定							

# 社会資本整備総合交付金チェックシート

(広域連携事業)

計画の名称: ナショナルサイクルルートと連携し京奈和自転車道を始めとした広域的なサイクリングルートを巡る自転車周遊による広域観光活性化計画(重点③) 事業主体名: 滋賀県

## チェック欄

I. 目標の妥当性	
<b>①基本方針・上位計画等との適合等</b>	
1)基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。 ・国土形成計画(全国計画) ・国土形成計画(広域地方計画)、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 ・社会資本整備重点計画 ・環境基本計画 ・その他( ※該当するものがあれば記載すること。 )	○
<b>②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係</b>	
1)広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	○
2)広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	○
<b>II. 計画の効果・効率性</b>	
<b>③目標と事業内容の整合性等</b>	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
4)拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
<b>④事業の効果</b>	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
<b>III. 計画の実現可能性</b>	
<b>⑤計画の具体性</b>	
1)拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	○
2)拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	○
<b>⑥円滑な事業執行の環境</b>	
1)民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
2)事業実施のための環境整備が図られている。	○

(確認様式1)

## 交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	954.0 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	9,427.9 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	954.0 百万円	
						交付率	45.0 %
						提案事業比率	0.0 %

### 規則第17条第1項に基づく限度額算定

<b>S</b>	314 km <sup>2</sup>	<b>T</b>	5 年
拠点施設を中心とする半径Rの円の面積( $\pi R^2$ )		当該広域的な地域活性化基盤整備計画の計画期間	
$\pi : 3.14$		令和8年度 ~ 令和12年度	
r: 最短距離	8.4		
拠点施設から都道府県の境界までの距離	8.4 km		
拠点施設から海岸線までの距離	48.1 km		
r <sub>0</sub> :	10 km		
R:	$r < r_0$ ゆえ、10.0 km		
<b>C</b>	1,201 万円/km <sup>2</sup> ・年度		
単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額			
行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)			

<b>S×C×T×0.5=</b>	9,428 百万円
-------------------	-----------

### 要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	拠点施設関連基盤 施設整備事業(A)	2,120 百万円	$\alpha 1 = 9(A+B) / 10 =$	1,908.0
	提案事業(B)	0 百万円	$\alpha 2 = 12A / 11 =$	2,312.7
	合計	2,120 百万円	$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X) : $\alpha / 2 =$	954.0 百万円

(確認様式1-1)

## rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離  
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

<選定方法>

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入  
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
比叡山延暦寺	0.4	47.6	0.4
石山寺	2.6	55.1	2.6
旧竹林院	2.6	48.7	2.6
佐川美術館	8.4	48.1	8.4
信楽窯元散策路	5.6	46.7	5.6

※ 選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
佐川美術館	8.4	48.1

(確認様式2)

## 拠点施設に関する事項

施設名	比叡山延暦寺	所在地	大津市坂本本町4220
設置主体	天台宗総本山 比叡山延暦寺	管理・運営主体	天台宗総本山 比叡山延暦寺
拠点施設の区分	法第二条第2項第三号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(2)
拠点施設データ	令和6年観光客数:422千人(内県内:118千人 県外:304千人)		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	平成28年～令和8年
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 比叡山延暦寺は、延暦7年(788年)に伝教大師最澄が開いた天台宗の総本山であり、1,200年余りにわたって日本仏教の核心を育んできた寺院である。東塔の国宝殿では、天台法華宗年分縁起 伝教大師筆などの国宝や、木彫像・千手観音立像をはじめとした国の重要文化財を多く保管、展示している『教養文化施設』である。本尊は薬師如来であり、そのご本尊の前には、1,200年間灯り続けている「不滅の法灯」も安置されている。また、平成6年には、ユネスコ世界文化遺産に登録されており、「国際観光地」としての一面を持つ。			
＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 当拠点施設は、ナショナルサイクルルートであるビワイチのルートの周辺に位置しており、ビワイチの体験をする観光客が、気軽に訪れることができる。A-002 (主)伊香立浜大津線 千野・坂本工区は、ビワイチ・プラスコース(山も歴史も！大きく楽しむ南湖一周)のルート上にあり、当該拠点施設と拠点施設佐川美術館を結ぶ主要な自転車周遊ルートである。一部区間に幅員狭隘箇所が存在するためバイパス整備を行うことにより走行環境と通行安全性を改善し、拠点施設への自転車通行環境の向上を図ることで、観光客の増加を支援する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 延暦寺周辺にはフリーWi-Fiが整備されており、「ビワイチサイクリングナビ」アプリを活用したサイクリスト向けの情報発信など、 <u>サイクルツーリズムの活性化を推進するための観光客向けサービスが充実している。</u> 令和3年には、最澄の遷化1200年を機に「伝教大師最澄1200年魅力交流委員会」が設立され、大学との連携やプロモーションを通じて、持続可能な観光の推進や地方誘客促進に取り組んでいる。 さらに令和8年には、約10年にわたって進められてきた国宝「根本中堂」および重要文化財の廻廊の大改修が完了し、これまで制限付きで公開されていた根本中堂の全容が初めて一般公開される予定である。これを契機として、従来以上に展示を充実させた根本中堂内見学会といった『文化的資産の展示』イベントも企画されており、比叡山の歴史・伝統・文化や豊富な地域資源を活かし、 <u>文化観光拠点・地域の整備の促進を図ることで、国内外からの来訪者のさらなる増加が期待されている。</u>			
＜該当する広域連携プロジェクト＞ 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト (1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等 ・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、 <u>文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。</u> (3)国内交流の拡大 ・関西において、日本を代表する「ナショナルサイクルルート」に指定されている「ビワイチ」「太平洋岸自転車道」を始めとした広域的なサイクルツーリズムの活性化を推進するため、自転車道や自転車専用通行帯、矢羽根等の路面表示を整備し、自転車ネットワークの拡大を図る。			

(確認様式2)

## 拠点施設に関する事項

施設名	旧竹林院	所在地	大津市坂本5丁目2-13
設置主体	大津市	管理・運営主体	坂本観光協会
拠点施設の区分	法第二条第2項第三号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号ロ(2)
拠点施設データ	令和6年観光客数:62千人(内県内:15千人 県外:47千人)		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	令和8年～令和9年
<b>拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等</b>			
<b>&lt;概要及び整備計画&gt;</b> 当該施設のある大津市坂本一帯は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、里坊は延暦寺の僧侶の隠居所で、今も数多く残されている。旧竹林院は、こうした里坊のひとつで邸内には主屋の南西に約3,300㎡の庭園が広がり、国の名勝に指定されている。また、大正時代に建てられた2棟の茶室と四阿(あずまや)は大津市の指定文化財となっている。これらの施設は訪れる観光客に毎年公開されており、豊かで個性あふれる歴史や伝統に触れられる『教養文化施設』である。 主屋では、光沢のある木製の座卓に、庭園の植木や朱傘などの景色が映り、幻想的な一枚を撮ることができるスポットとしてSNSでも話題となり、20～30代の若者やアジア圏からの観光客を中心に人気のある大津市の「主要な観光地」の1つである。			
<b>&lt;拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性&gt;</b> 当拠点施設は、ナショナルサイクルルートであるビワイチやビワイチ・プラスルート(山も歴史も！大きく楽しむ南湖一周)のルート上に位置しており、ビワイチの体験をする観光客が、気軽に訪れることができる。			
<b>拠点施設で行われる広域的特定活動の内容</b>			
当該施設では、主屋の木製座卓に庭園の植木や朱傘が鏡のように映り込む「リフレクション撮影」がSNSで話題となり、幻想的な写真が撮れるスポットとして人気を集めている。これを目的に訪れる観光客も多く、「映え」を意識した庭園のライトアップなど、誘客に向けた取り組みも行われており、 <u>文化観光拠点・地域の整備の促進</u> を図っている。 今後は、令和8年度から庭園の改修工事に着手し、令和9年度にリニューアルを予定しており、それにあわせてリニューアルされた新たな庭園でのライトアップイベントが企画されている。現在人気の主屋はそのままに、庭園の魅力さをさらに高め、『文化的資産の展示』と併せて、来訪者のさらなる増加が見込まれる。 さらに令和9年度からは軽食の提供も開始され、ビワイチの休憩スポットとしての利用も期待されることから、 <u>サイクルツーリズムの活性化を推進</u> に寄与し、さらなる観光客の増加が期待されている。			
<b>&lt;該当する広域連携プロジェクト&gt;</b> 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト (1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等 ・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、 <u>文化観光拠点・地域の整備の促進</u> を図る。 (3)国内交流の拡大 ・関西において、日本を代表する「ナショナルサイクルルート」に指定されている「ビワイチ」「太平洋岸自転車道」を始めとした広域的なサイクルツーリズムの活性化を推進するため、自転車道や自転車専用通行帯、矢羽根等の路面表示を整備し、自転車ネットワークの拡大を図る。			

(確認様式2)

## 拠点施設に関する事項

施設名	石山寺	所在地	大津市石山寺1丁目1-1
設置主体	大本山 石山寺	管理・運営主体	大本山 石山寺
拠点施設の区分	法第二条第2項第三号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(2)
拠点施設データ	令和6年観光客数:472千人(内県内:80千人 県外:392千人)		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	令和7年～令和8年

### 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

#### <概要及び整備計画>

西国三十三所観音霊場の第13番札所。奈良時代後期に、聖武天皇の発願により良弁によって創建された。広大な境内には、寺名の由来となった天然記念物の硃灰石がそびえている。国宝に指定されている本堂や重要文化財である東大門などを通年で公開しているとともに、経典・聖教類、仏像、絵巻など多くの国宝、重要文化財を特別拝観等で公開している『教養文化施設』である。

令和元年には「1300年つづく日本終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」により日本遺産に認定されるとともに、令和6年に放送されたNHK大河ドラマ「光る君へ」の舞台にもなった大津市の「主要な観光地」である。

#### <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設は、関西広域サイクリングルート「忍びの里・古都周遊ルート」の周辺かつ、ナショナルサイクルルートであるピワイチの周辺に位置しており、自転車周遊を楽しむ観光客が、気軽に訪れることができる。

A-001(国)477号 水保工区、A-003(一)今浜水保線 今浜工区は、ピワイチ・プラスコース(山も歴史も！大きく楽しむ南湖一周)のルート上、A-004(一)近江八幡大津線 帰帆島工区はピワイチ・プラスコース(草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里)のルート上にあり、当該拠点施設と拠点施設佐川美術館を結ぶ主要な自転車周遊ルートである。一部区間に幅員狭隘箇所が存在するためバイパス整備を行うとともに、サイクリングコースの誘導が不十分である箇所では舗装修繕・路面標示整備や、自転車通行帯の整備を実施することにより走行環境と通行安全性を改善し、拠点施設への自転車通行環境の向上を図ることで、観光客の増加を支援する。

### 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

#### <現況>

石山寺周辺には、特産品や近江牛を楽しめる飲食店、土産物店、温泉旅館などが立ち並び、周辺市街地を含めたまちづくりの一環として、マップの作成や公式HP・SNSによる情報発信が頻繁に行われ、積極的な誘客活動が行われている。

石山寺は「花の寺」としても知られ、梅や桜、花菖蒲、紅葉など四季折々の花が彩りを添え、季節ごとの魅力が積極的に発信されている。

また、当該施設は「忍びの里・古都周遊ルート」や「ピワイチ・プラス(草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里)」ルート上に位置し、「ピワイチサイクリングナビ」アプリを通じた情報発信により、広域的なサイクルツーリズムの活性化を推進している。

令和6年には、NHK大河ドラマ『光る君へ』の舞台となったことで注目が集まり、観光入込客数は前年度比2.4倍に増加した。さらに令和8年には、国宝・多宝塔の修復工事が完了し、重要文化財「大日如来坐像」が境内へ戻される予定である。四天柱絵の修復と併せて、令和8年には境内での国宝・重要文化財の展示イベントや、「源氏物語」関連の特別拝観が企画されており、石山寺の歴史・伝統・文化や、源氏物語ゆかりの地であるという地域資源を活かした『文化的資産の展示』により文化観光拠点・地域の整備の促進を図り、さらなる観光客の増加が期待されている。

#### <該当する広域連携プロジェクト>

##### 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト

##### (1) 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。

##### (3) 国内交流の拡大

・関西において、日本を代表する「ナショナルサイクルルート」に指定されている「ピワイチ」「太平洋岸自転車道」を始めとした広域的なサイクルツーリズムの活性化を推進するため、自転車道や自転車専用通行帯、矢羽根等の路面表示を整備し、自転車ネットワークの拡大を図る。

(確認様式2)

## 拠点施設に関する事項

施設名	佐川美術館	所在地	守山市水保町北川2891
設置主体	佐川急便株式会社	管理・運営主体	公益財団法人SGH文化スポーツ振興財団
拠点施設の区分	法第二条第2項第三号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(2)
拠点施設データ	令和6年観光客数:154千人(内県内:91千人 県外:63千人)		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	令和7年～令和8年

### 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

#### <概要及び整備計画>

佐川美術館は琵琶湖を望む美しい自然環境の中にあり、敷地の大部分を占める水庭に建物が浮かぶように配置された建築が有名な美術館である。館内では、もともと比叡山延暦寺の西塔地区にあった宝幢院の鐘として鑄造され、天安2年(858年)に造られたことがわかる銘文が鐘身内に見られる貴重な鐘である国宝「梵鐘」をはじめとして数多くの作品を展示している『教養文化施設』である。比叡山延暦寺を訪れる観光客が、関連する国宝を目的に足を運ぶという周遊ルートを形成する拠点施設である。

#### <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設は、ピワイチプラスルート(山も歴史も！大きく楽しむ南湖一周)の周辺に位置しており、サイクリングを体験をする観光客が、気軽に訪れることができる。A-002(主)伊香立浜大津線 千野・坂本工区はピワイチ・プラスコース(山も歴史も！大きく楽しむ南湖一周)のルート上にあり、当該拠点施設と拠点施設比叡山延暦寺を結ぶ主要な自転車周遊ルートである。一部区間に幅員狭隘箇所が存在するためバイパス整備を行うことにより走行環境と通行安全性を改善し、拠点施設への自転車通行環境の向上を図ることで、観光客の増加を支援する。また、A-001(国)477号 水保工区、A-003(一)今浜水保線 今浜工区は、ピワイチ・プラスコース(山も歴史も！大きく楽しむ南湖一周)のルート上、A-004(一)近江八幡大津線 帰帆島工区はピワイチ・プラスコース(草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里)のルート上にあり、当該拠点施設と拠点施設石山寺を結ぶ主要な自転車周遊ルートである。一部区間に幅員狭隘箇所が存在するためバイパス整備を行うとともに、サイクリングコースの誘導が不十分である箇所では舗装修繕・路面標示整備や、自転車通行帯の整備を実施することにより走行環境と通行安全性を改善し、拠点施設への自転車通行環境の向上を図ることで、観光客の増加を支援する。さらにA-005(主)栗東信楽線 御園・荒張工区、A-006(主)栗東信楽線 大鳥居工区はピワイチ・プラスコース(草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里)のルート上にあり、当該拠点施設と拠点施設信楽窯元散策路を結ぶ主要な自転車周遊ルートである。一部区間にサイクリングコースの誘導が不十分である箇所が存在するため、舗装修繕・路面標示整備を実施することにより走行環境と通行安全性を改善し、拠点施設への自転車通行環境の向上を図ることで、観光客の増加を支援する。

### 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

佐川美術館は、国宝「梵鐘」をはじめ有名画家や彫刻家、陶芸家の作品等、数多くの『文化的資産の展示』を行い、歴史や伝統文化に触れることのできることから国内だけでなく、海外からの観光客も多く訪れる滋賀県有数の美術館である。また、館内にはカフェやショップが入っていると同時に、屋外には庭園も整備されていることから周遊ルート上でのサイクリングを楽しむ道中で、休憩施設としても利用することができる拠点として位置づけられており、サイクルツーリズムの活性化を推進している。さらに令和7年度から令和8年度にかけて長期の施設改修工事を予定しており、令和8年度に施設全体がリニューアルオープンする予定である。このリニューアルオープンを記念した従来以上の規模の新たな展示イベントを予定するなど、文化観光拠点・地域の整備を進めており、更なる国内外からの来訪者の増加が期待できる。

#### <該当する広域連携プロジェクト>

##### 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト

##### (1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。

##### (3)国内交流の拡大

・関西において、日本を代表する「ナショナルサイクルルート」に指定されている「ピワイチ」「太平洋岸自転車道」を始めとした広域的なサイクルツーリズムの活性化を推進するため、自転車道や自転車専用通行帯、矢羽根等の路面表示を整備し、自転車ネットワークの拡大を図る。

(確認様式2)

## 拠点施設に関する事項

施設名	信楽窯元散策路	所在地	甲賀市信楽町長野
設置主体	信楽窯元散策路のWA	管理・運営主体	信楽地域観光協会、信楽焼窯元
拠点施設の区分	法第二条第2項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号ロ(1)
拠点施設データ	令和6年観光客数： 124千人(内県内:30千人 県外:94千人)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	
<b>拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等</b>			
<b>&lt;概要及び整備計画&gt;</b>			
日本遺産「日本六古窯」の1つである「信楽焼」の窯元が点在する坂道で構成される散策コースで、信楽駅から続くこの道は、伝統的な登り窯や古い火鉢、焼き物の町ならではの陶板の道標などが残されている。散策路には観光案内施設である信楽伝統産業会館をはじめ、しがらき顕三陶芸倶楽部等の宿泊施設や魚仙等の飲食施設、土産物を提供するOgama等が建ち並ぶ観光施設群として『一団地の観光施設』を形成している。			
<b>&lt;拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性&gt;</b>			
当拠点施設は、ビワイチ・プラスルート(草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里)のルート上に位置しており、サイクリングを体験する観光客が、休憩がてら気軽に訪れることができる。			
A-005(主)栗東信楽線 御園・荒張工区、A-006(主)栗東信楽線 大鳥居工区は、ビワイチ・プラスコース(山も歴史も！大きく楽しむ南湖一周)のルート上にあり、当該拠点施設と拠点施設佐川美術館を結ぶ主要な自転車周遊ルートである。一部区間にサイクリングコースの誘導が不十分である箇所が存在するため、舗装修繕・路面標示整備を実施することにより走行環境と通行安全性を改善し、拠点施設への自転車通行環境の向上を図ることで、観光客の増加を支援する。			
<b>拠点施設で行われる広域的特定活動の内容</b>			
散策路沿いのギャラリーでは近代の芸術作品の展示もあり、歴史ある信楽焼と新たな文化が融合した作品を楽しむことができる。また、観光協会をはじめとして多くの施設で観光客向けの情報を発信するとともに、周辺施設と連携し、『観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動』を行うなど、誘客に向けた取り組みも実施している。			
また、当該施設は「ビワイチ・プラス(草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里)」ルート上に位置し、「ビワイチサイクリングナビ」アプリを通じた情報発信により、サイクルツーリズムの活性化を推進している。			
散策路には信楽伝統産業会館があり、そこでは鎌倉時代から現在までの信楽焼を紹介するなど、各種展示を含めて信楽焼の魅力を発信している。当該施設は昭和52年に開設され、令和9年度に50周年を迎えることから、50周年を記念した施設や地域の歴史・文化を発信する特別展示イベントも予定されるなど、 <u>文化観光拠点・地域の整備を進めており、さらなる観光客の増加が期待できる。</u>			
<b>&lt;該当する広域連携プロジェクト&gt;</b>			
第9章 人々を魅了する関西プロジェクト			
(1) 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等			
・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。			
(3) 国内交流の拡大			
・関西において、日本を代表する「ナショナルサイクルルート」に指定されている「ビワイチ」「太平洋岸自転車道」を始めとした広域的なサイクルツーリズムの活性化を推進するため、自転車道や自転車専用通行帯、矢羽根等の路面表示を整備し、自転車ネットワークの拡大を図る。			



(確認様式3)

## 道路

都市計画道路名又はその他 道路名 注1)	番号	区間	道路 区分 注2)	事業 主体	事業 手法 注3)	工種	延長 m	車道幅員		車線数		歩道幅員		交付 事業費 百万円	交付事業 における 事業期間 (年度)	事業 内容 注4)	都市 計画 決定 年月	広域的特定活動に伴う 人流・物流との関係性 自 至 (拠点施設) 注5)		整備効果等 注6)	供用等 注7)	備 考 注8)	
								整備前 m	整備後 m	整備前 車線	整備後 車線	整備前 m	整備後 m										
<道路>																							
一般国道 477号	A11-001	水保	国	滋賀県	-	改築	600	-	6.5	-	2.0	-	4.0	700	R8~R10	バイパス整備	-	佐川美術 館	石山寺	未改良区間(L=0.6km)の 解消	全線完成供用L=0.6km (R11.3予定)	T21=17,842台/日 K=1.3	
主要地方道 伊香立浜大津線	A11-002	千野・坂 本	地	滋賀県	-	改築	700	3.5	6.0	1.0	2.0	-	3.0	300	R8~R9	バイパス整備	-	比叡山延 暦寺	佐川美術 館	未改良区間(L=0.7km)の 解消	全線完成供用L=0.7km (R10.3予定)	T21=882台/日 K=0.12	
一般県道 今浜水保線	A11-003	今浜	地	滋賀県	-	修繕	1,500	6.0	6.0	2.0	2.0	3.0	3.0	170	R8~R12	舗装修繕・路 面標示整備	-	佐川美術 館	石山寺	未改良区間(L=1.5km)の 解消	全線完成供用L=1.5km (R13.3予定)	データなし	
一般県道 近江八幡大津線	A11-004	帰帆島	地	滋賀県	-	改築	1,000	6.5	7.5	2.0	3.0	3.0	3.0	200	R8~R10	自転車通行帯 整備	-	佐川美術 館	石山寺	未改良区間(L=1.0km)の 解消	全線完成供用L=1.0km (R11.3予定)	T21=21,252台/日 K=1.32	
主要地方道 栗東信楽線	A11-005	御園・荒 張	地	滋賀県	-	修繕	5,700	6.0	6.0	2.0	2.0	2.0	2.0	550	R8~R12	舗装修繕・路 面標示整備	-	佐川美術 館	信楽窯元 散策路	未改良区間(L=5.7km)の 解消	全線完成供用L=5.7km (R13.3予定)	T21=9,107台/日 K=0.85	
主要地方道 栗東信楽線	A11-006	大鳥居	地	滋賀県	-	修繕	2,800	6.0	6.0	2.0	2.0	-	-	200	R8~R12	舗装修繕・路 面標示整備	-	佐川美術 館	信楽窯元 散策路	未改良区間(L=2.8km)の 解消	全線完成供用L=2.8km (R13.3予定)	T21=2,086台/日 K=0.28	

(参考)

<関連事業>																							

※本調査にはア)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。

注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。

注2)国、地、街、他の別を記載。ただし、国・国道、地・地方道、街・街路、他、いずれにも該当しないもの。

注3) <関連事業>については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注4)施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注5) **要素事業毎に、どの拠点施設を經る人流・物流の経路(他の拠点施設、I.C等)途上の事業なのかを明確にすること。**

また、別添「確認様式4 道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。

要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。

注6) 5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果を簡潔に記載すること。記載にあたっては、「所要時間が○分ー○分に約○分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<○)の解消」など具体的に記載すること。

注7) 当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。記載にあたっては、「全線完成供用L=○m(R○. ○予定)」、「部分供用L=○m(R○. ○目途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。

注8) 備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台/日)、混雑度等を記載。(バイパス、交差点改良は混雑度を必ず記載する。)また、別添「確認様式4 道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。

(例) 道路改築: 交通量(T●=●台/日)、混雑度(K=●)等 ※交通量は最新のセンサデータをを用いて記載すること。T●は観測年度の西暦の下2桁

・自転車駐車場: 都市計画決定の有無、面積、利用台数等

<関連事業>の備考には、当該関連事業と組み合わせて効率的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。

※不足する場合は適宜行を追加すること。

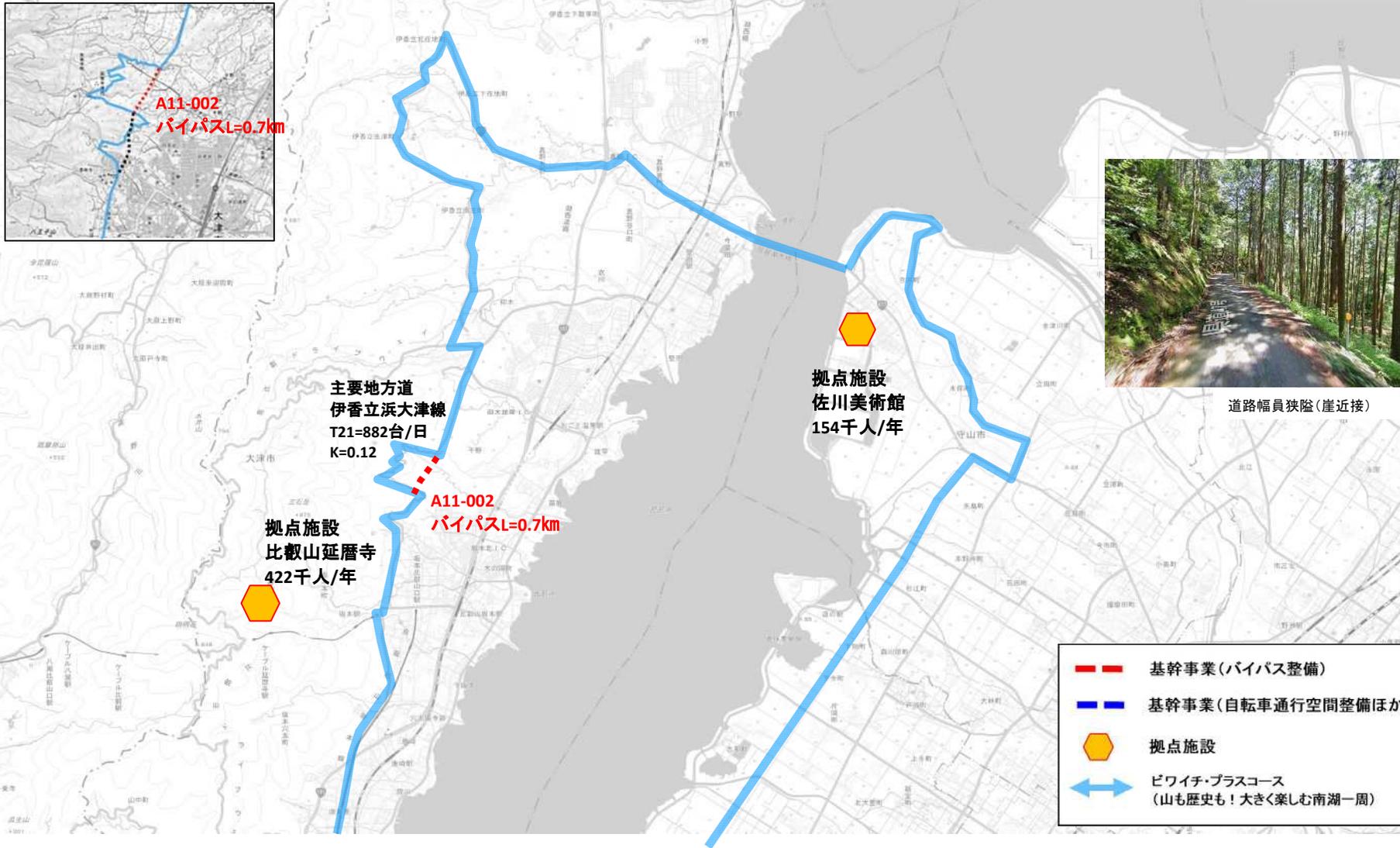
※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3~5年)内に一定の成果をあげることでない大規模な事業は、交付対象外。

(確認様式4)

(主)伊香立浜大津線 千野・坂本工区(滋賀県) 事業実施箇所図



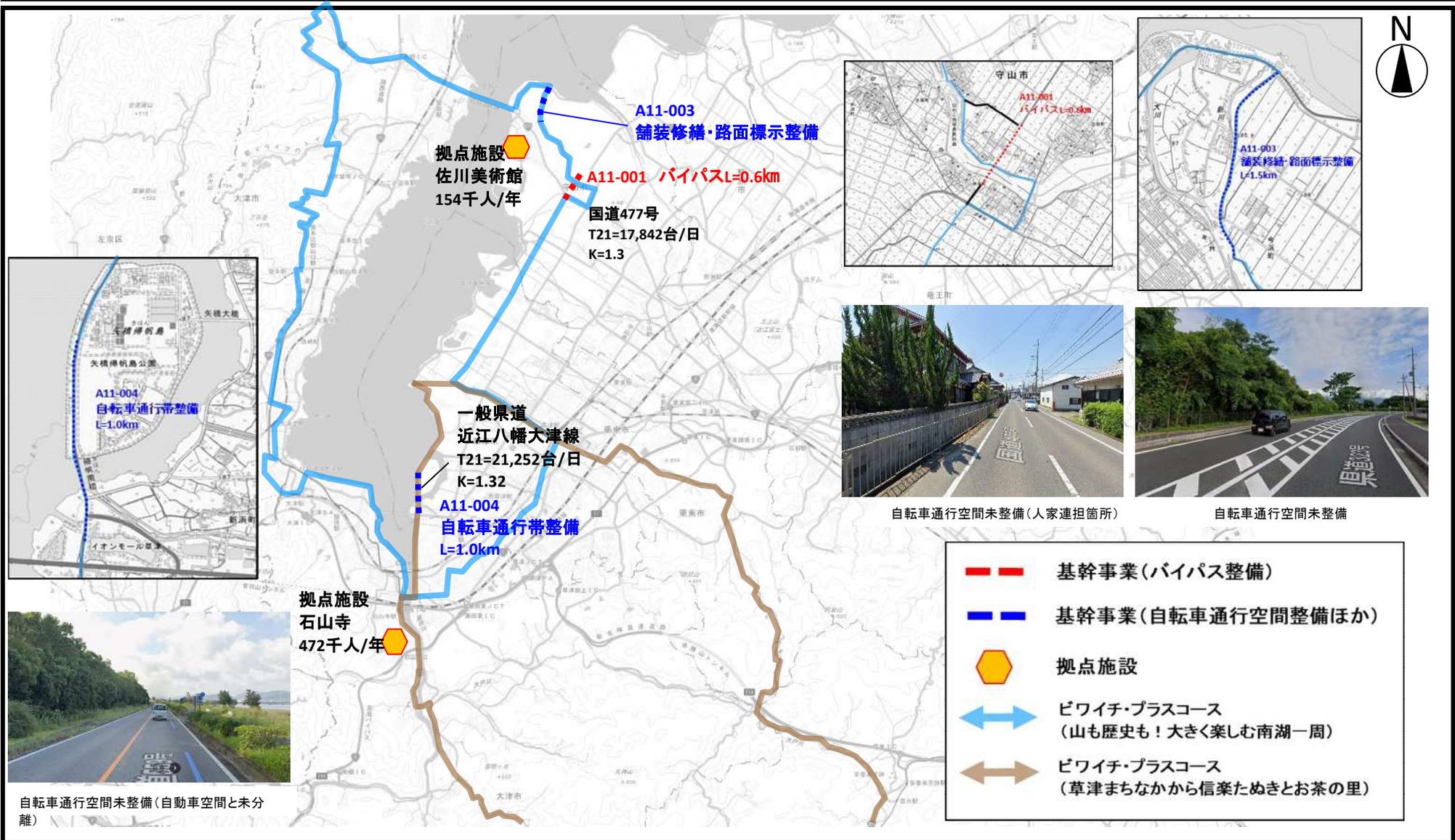
A11-002  
バイパスL=0.7km



道路幅員狭隘(崖近接)

- 基幹事業(バイパス整備)
- 基幹事業(自転車通行空間整備ほか)
- 拠点施設
- ↔ ビワイチ・プラスコース  
(山も歴史も! 大きく楽しむ南湖一周)

(国)477号 水保工区(一)今浜水保線 今浜工区、(一)近江八幡大津線 帰帆島工区 (滋賀県) 事業実施箇所図



(主)栗東信楽線 御園・荒張工区、(主)栗東信楽線 大鳥居工区  
(滋賀県) 事業実施箇所図



滋 道 整 第 4 0 号  
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

大津市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- ナショナルサイクルルートと連携し京奈和自転車道を始めとした広域的なサイクリングルートを巡る自転車周遊による広域観光活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp
---

大 建 地 5 号  
令和 8 年(2026 年)2 月 20 日

滋賀県知事 殿

大津市長 佐藤 健司  
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和 8 年(2026 年)2 月 9 日付け {滋道第 40 号 or 滋道第 41 号} で照会のあり  
ましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 0 号  
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

草津市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- ナショナルサイクルルートと連携し京奈和自転車道を始めとした広域的なサイクリングルートを巡る自転車周遊による広域観光活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp
---

草道第 4 4 5 1 号  
令和 8 年 2 月 1 8 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

草津市長 橋川 渉  
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和 8 年(2026 年)2 月 9 日付け滋道第 40 号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 0 号  
令和 8 年(2026 年)2 月 9 日

守山市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金(広域連携事業)の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」(平成 19 年法律第 52 条)(以下、「広域活性化法」という。)に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- ナショナルサイクルルートと連携し京奈和自転車道を始めとした広域的なサイクリングルートを巡る自転車周遊による広域観光活性化計画(重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日(金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp
---

守道第509号  
令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造 様

守山市長 森 中 高 史  
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和8年(2026年)2月9日付け 滋道整第40号で照会のありましたこのこと  
について、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 0 号  
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

栗東市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- ナショナルサイクルルートと連携し京奈和自転車道を始めとした広域的なサイクリングルートを巡る自転車周遊による広域観光活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp
---

栗 道 第 5 1 6 号  
令和 8 年(2026 年)2 月 19 日

滋賀県知事 あて

栗東市 竹村 健  
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和 8 年(2026 年)2 月 9 日付け滋道第 40 号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 0 号  
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

甲賀市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- ナショナルサイクルルートと連携し京奈和自転車道を始めとした広域的なサイクリングルートを巡る自転車周遊による広域観光活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp
---

甲 建 事 第 6 8 1 号  
令 和 8 年 (2026 年)2 月20 日

滋賀県知事 あて

甲賀市長 岩永 裕貴  
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和 8 年(2026 年)2 月 9 日付けで照会のありましたこのことについて、特に  
意見はありません。